

令和8年6月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和8年度熊本県一般会計補正予算(第1号)	6月24日 原案可決
〃 第2号	令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	専決処分の報告及び承認について	6月24日 原案承認
〃 第4号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について	6月24日 原案可決
〃 第5号	熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 の制定について	〃
〃 第6号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第7号	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定 について	〃
〃 第8号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、 特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	〃
〃 第9号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こ ども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	〃
〃 第10号	熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を 改正する条例の制定について	〃
〃 第11号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	〃
〃 第12号	財産の取得について	〃
〃 第13号	専決処分の報告及び承認について	6月24日 原案承認
〃 第14号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第15号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第16号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第17号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第18号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第19号	専決処分の報告及び承認について	〃

知事提出議案	第 20 号	人事委員会委員の選任について	6 月 24 日 原案 同意
〃	第 21 号	公安委員会委員の任命について	〃
〃	第 22 号	収用委員会委員の任命について	〃
〃	第 23 号	収用委員会委員の任命について	〃
〃	第 24 号	令和 8 年度熊本県一般会計補正予算(第 2 号)	6 月 24 日 原案 可決
議員提出議案	第 1 号	熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各 選挙区における定数に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	〃
〃	第 2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃
〃	第 3 号	危機に直面する農林畜水産業への施策・予算に関 する意見書	〃
〃	第 4 号	インテリジェンス機関への民主的統制強化を求め る意見書	6 月 24 日 原案 否決
〃	第 5 号	武器輸出について憲法の平和主義並びに国連憲章 に基づく厳格な運用を求める意見書	〃
〃	第 6 号	高額療養費制度の見直しを求める意見書	〃
〃	第 7 号	非核三原則の堅持を求める意見書	〃
委員会提出議案	第 1 号	地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の 継続・拡充を求める意見書	6 月 24 日 原案 可決

令和8年6月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内	訳
委 員 会 名	件 数
総 務	
厚 生	
経 済 環 境	3
農 林 水 産	
建 設	
教 育 警 察	
議 会 運 営	
計	3

		経済環境常任委員会	
令和8年5月29日受理		請 第 33 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平			
（要 旨） 国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国が地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）を継続、拡充するよう、国会及び政府に対して、恒久的な財源措置制度の創設と、その制度創設までの間の交付金に係る相当の予算措置を継続するよう等、意見書を提出されるよう請願する。 （理 由） 消費者被害・トラブル額は、令和6年の1年間で約9兆円に上り、近年、増加傾向にある。また、高齢者の特性として、本人が被害に気付かず相談しないということがあり、多くの消費者被害が潜在化している恐れがある。超高齢化やデジタル化の進展等により消費者を取り巻く取引環境が大きく変化している中、消費者被害はさらに拡大していくと思われる。 これらの被害を防止・救済するためには、地方消費者行政の充実・強化が非常に重要である。令和6年度は熊本県消費生活センター及び県内14市の消費生活センターで約4.6億円の被害回復が実現しており、すべての市区町村で相談体制が充実・強化された場合、より多くの救済が可能となると考えられる。 このような地方消費者行政の機能に対して、今般、消費者庁は、衆議院消費者特別委員会決議、骨太方針2025等を踏まえて交付金の見直しを図り、相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る（地方消費者行政のバージョンアップ）ことを明確に打ち出した。 この令和8年度地方消費者行政強化交付金（以下「新たな交付金」という。）については、実質的に消費者生活相談員の人件費に活用できるものであり、大きく評価する。 しかしながら、課題と懸念も存在する。令和8年2月に開催したシンポジウムにおいて、熊本県内の地方公共団体からは、新たな交付金制度を前向きに捉えているものの、現時点では相談員人件費への活用が明確化されていないとの報告があった。 国においては、このような実情を理解し、新たな交付金について相当額の予算措置を継続すべきである。また、最終的には、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、地方公共団体への国の恒久的な財源措置が必要である。 住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。			

		経済環境常任委員会	
令和8年5月29日受理		請 第 34 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平			
（要 旨） 国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国が地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）を継続、拡充するよう、国会及び政府に対して、恒久的な財源措置制度の創設と、その制度創設までの間の交付金に係る相当の予算措置を継続するよう等、意見書を提出されるよう請願する。 （理 由） 消費者被害・トラブル額は、令和6年の1年間で約9兆円に上り、近年、増加傾向にある。また、高齢者の特性として、本人が被害に気付かず相談しないということがあり、多くの消費者被害が潜在化している恐れがある。超高齢化やデジタル化の進展等により消費者を取り巻く取引環境が大きく変化している中、消費者被害はさらに拡大していくと思われる。 これらの被害を防止・救済するためには、地方消費者行政の充実・強化が非常に重要である。令和6年度は熊本県消費生活センター及び県内14市の消費生活センターで約4.6億円の被害回復が実現しており、すべての市区町村で相談体制が充実・強化された場合、より多くの救済が可能となると考えられる。 このような地方消費者行政の機能に対して、今般、消費者庁は、衆議院消費者特別委員会決議、骨太方針2025等を踏まえて交付金の見直しを図り、相談員の担い手確保のための計画的・効果的な取組等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る（地方消費者行政のバージョンアップ）ことを明確に打ち出した。 この令和8年度地方消費者行政強化交付金（以下「新たな交付金」という。）については、実質的に消費者生活相談員の人件費に活用できるものであり、大きく評価する。 しかしながら、課題と懸念も存在する。令和8年2月に開催したシンポジウムにおいて、熊本県内の地方公共団体からは、新たな交付金制度を前向きに捉えているものの、現時点では相談員人件費への活用が明確化されていないとの報告があった。 国においては、このような実情を理解し、新たな交付金について相当額の予算措置を継続すべきである。また、最終的には、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、地方公共団体への国の恒久的な財源措置が必要である。 住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。			

		経済環境常任委員会	
令和8年5月29日受理		請 第 35 号	
件 名	セーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業の着実な継続を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平			
(要 旨) 熊本県に対し、多重債務者ほか平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨における被災者の生活再生を促すため実施をしている消費者向けセーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業について、令和9年度以降も、着実に継続されるよう請願する。 (理 由) 社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため、平成18年12月に成立し、平成22年6月に完全施行された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」を受けて、内閣の多重債務者対策本部が策定した「多重債務問題改善プログラム」では、「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の必要性を強調している。 当弁護士会は、貴議会に対し、「改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願」を行い、平成21年9月定例会で採択され、この請願を受けて、県では、平成22年度から「多重債務者生活再生支援事業」が開始された。その後も当弁護士会は、当該事業の継続を求める要望書や請願書を貴議会へ提出して事業継続につなげた。 平成29年度からは、「消費者自立のための生活再生総合支援事業」として、事業内容が拡充され、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨の被災者の復興支援のほか、コロナ禍や物価高の影響により生活が困窮している県民の救済にも大きな役割を果たしている。 特筆すべきは、貸付相談の際、あるいはその後の徹底的なフォローアップの実施により、貸し倒れがほとんどないということであり、「顔の見える融資」として、真の意味の「セーフティネット貸付」が実現していると評価できる。 このように、本事業は、多重債務に陥っている県民に対し、単に貸付を行うのではなく、生活再生に向けての親身な支援を貸付から返済完了まで継続して行うという特徴を持っている。さらに、多重債務から脱却しようとする県民の生活再生を力強くバックアップする伴走的支援による救済機能も兼ね備えている。 近年、気候変動による様々な災害が全国的に発生しているが、一旦災害が発生するとその被災からの復興には息の長い支援が必要となる。当該事業はそのような被災者支援のために不可欠の制度であり、加えて、昨今の物価高が困窮している人々の生活をさらに圧迫している社会状況の中、県民生活の安全・安心を確保するうえで、多重債務者や生活困窮者の生活再建は最優先されるべきことである。 ついては、本事業の令和9年度以降の着実な継続を請願する。			

令和8年6月18日

議長 内野幸喜 様

総務常任委員長 松村秀逸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 3 号	専決処分の報告及び承認についてのうち	原案承認
第 4 号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 5 号	熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 6 号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 7 号	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 8 号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 13 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 14 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和8年6月18日

議長 内野幸喜 様

厚生常任副委員長 斎藤陽子

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 9 号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例及び熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 10 号	熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和8年6月18日

議長 内野幸喜 様

教育警察常任委員長 西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 11 号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和8年6月19日

議長 内野幸喜 様

経済環境常任委員長 坂梨剛昭

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 2 号	令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 3 号	専決処分の報告及び承認についてのうち	原案承認
第 12 号	財産の取得について	原案可決

令和8年6月19日

議長 内野幸喜 様

農林水産常任委員長 荒川知章

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決

令和8年6月19日

議長 内野幸喜 様

建設常任委員長 南部隼平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	原案可決
第 15号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 16号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 17号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 18号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 19号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和8年6月24日

議長 内野幸喜 様

総務常任委員長 松村秀逸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 24号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

令和8年6月24日

議長 内野幸喜 様

経済環境常任委員長 坂梨剛昭

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 24号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

令和8年6月24日

議長 内野幸喜 様

農林水産常任委員長 荒川知章

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 24号	令和8年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

令和 8 年 6 月 定例会 提出

請 願 委 員 会 審 査 報 告 一 覧 表

閉 会 中 の 継 続 審 査 申 出 一 覧 表

内 訳					
委 員 会 名	採 択	不 採 択	撤 回 許 可	継 続 審 査	計
総 務					
厚 生					
経 済 環 境	3				3
農 林 水 産					
建 設					
教 育 警 察					
議 会 運 営					
高速交通ネットワーク 整 備 推 進					
海の再生及び環境対策					
地 域 活 力 創 生					
計	3				3

経 済 環 境 常 任 委 員 会						
受理年月日 番 号	件 名	紹 介 議 員	提出者 住所 氏名	結 果		継続 審査
				採択	不採択	
8・5・29 請 第 33 号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願	藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平		○		
8・5・29 請 第 34 号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願	藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平		○		
8・5・29 請 第 35 号	セーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業の着実な継続を求める請願	藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 南 部 隼 平		○		